

# 社会福祉法人向け 会社役員賠償責任保険（D&O保険） 標準契約プランのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当社業務に関し、格別なるお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2017年4月1日に社会福祉法人制度改革の一環として、「社会福祉法」が改正、施行されることとなりました。今般改正される社会福祉法のなかで、社会福祉法人の運営にあたる理事、監事および評議員等の責任が明文化されました。

この改正により、役員の皆さまは会社法上と類似の義務と責任を負担することとなり、第三者訴訟や会社（法人）訴訟等、直接的な損害を被る可能性が極めて大きくなりました。訴訟リスクを懸念されるが故に積極的、独創的な運営判断がなされないこととなれば、貴法人のさらなる発展や活性化が妨げられることにもなりかねません。

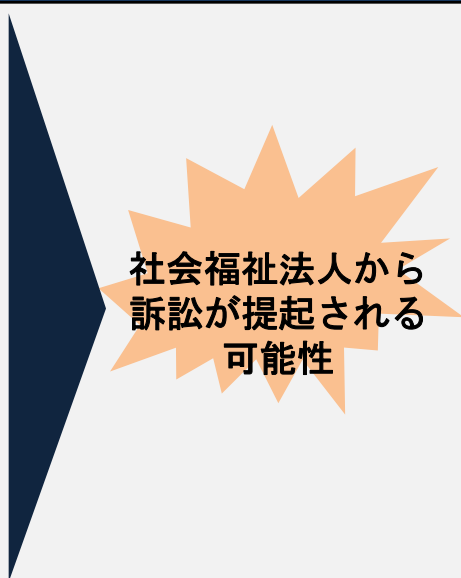
当社では、このような厳しい状況においても役員の皆さまが安心して本来業務に取り組んでいただけるよう、「社会福祉法人向け会社役員賠償責任保険」をご用意しております。

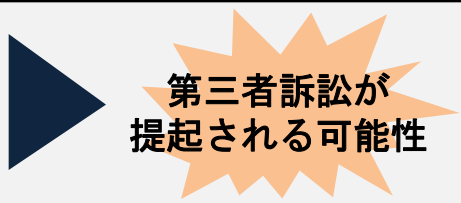
社会情勢が大きく変わりつつあるなか、新法の施行内容を盛り込んだ補償となっておりますので、是非ともご高覧・ご検討のうえ、ご採用賜りますようお願い申し上げます。

敬具

# 1. 社会福祉法人の役員が負担する責任

## ◆社会福祉法の改正により、役員の間様は、会社法上の役員と類似の義務と責任を負担することとなりました。

社会福祉法人に対する責任	内容	社会福祉法人に損害を与えた場合
善管注意義務	理事、監事および評議員として、それぞれの立場において、その地位にある者ならば当然と考えられる注意を尽くさなければならない。	 <p>社会福祉法人から訴訟が提起される可能性</p>
忠実義務	理事として法令および定款を遵守して、社会福祉法人のために忠実に業務を遂行しなければならない。	
競業避止義務	理事が競業取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならない。	
利益相反取引回避義務	理事が利益相反取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならない。	
報告義務	理事および監事は、社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれある事実があることを発見した場合には、その事実を報告しなければならない。	

第三者に対する責任	内容	第三者に損害を被らせた場合
一般の不法行為責任	故意または過失により他人の権利を侵害したものはその損害を賠償しなければならない。	 <p>第三者訴訟が提起される可能性</p>
社会福祉法上の特別責任	理事、監事および評議員はその職務を行うにあたり悪意または重大な過失があった場合、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。	

◆法改正後は、社会福祉法人の役員がその職務を怠ったり、その職務について悪意または重大な過失があった場合には、会社法上の役員と同様の訴訟リスクに直面することとなります。

### 会社（法人）訴訟

会社（法人）訴訟とは、社会福祉法人の役員が善管注意義務や忠実義務に違反し社会福祉法人に損害を与えた場合に、社会福祉法人が社会福祉法第45条の20を根拠として損害賠償を求める訴えを提起するものです。

### 第三者訴訟

第三者訴訟とは、社会福祉法人の役員が故意・重過失等によって第三者（取引先等）に損害を与えた場合に、第三者が民法や社会福祉法第45条の21を根拠として損害賠償を求める訴えを提起するものです。

### さまざまな影響

- ・役員（理事、監事および評議員）の判断により方向性を決定している社会福祉法人の対外的な信用の失墜や、イメージダウンを招くことにもなります。
- ・社会福祉法人の内部管理体制の見直しを行う必要性が生じ、多大なコストがかかります。

# 3. 社会福祉法人向け会社役員賠償責任保険とは

## 保険金をお支払いする主な場合

社会福祉法人向け会社役員賠償責任保険は、会社の役員（被保険者＝理事、監事および評議員）が、役員としての業務につき遡及日<sup>(注1)</sup>以降に行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注1) 遡及日は、「初年度契約の保険期間開始日の10年前の応当日」となります。

この保険契約では、対象となる損害を下記のとおり2パターンに分けています。

訴訟の形態	訴訟提起者	対象となる財産損害	お支払いの対象となる損害	
			役員勝訴のとき	役員敗訴のとき
会社（法人）訴訟	会社（法人）	会社（法人）の損害	争訟費用 (会社訴訟補償特約 <sup>(注2)</sup> )	損害賠償金＋争訟費用 (会社訴訟補償特約 <sup>(注2)</sup> )
第三者訴訟	第三者	第三者の損害	争訟費用 (普通保険約款)	損害賠償金＋争訟費用 (普通保険約款)

(注2) 任意でセットできる特約です。

会社（法人）訴訟を提起され、その結果役員の方が会社（法人）に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合の役員の被る損害を基本契約の支払限度額を限度に補償する特約です。

## 4. 標準契約プランとは

『社会福祉法人向け会社役員賠償責任保険（標準契約プラン）』（以下「標準契約プラン」といいます。）は、一般の会社役員賠償責任保険に比較して、以下の特徴があり、多くの特約を自動セットしたパッケージ商品となっています。なお、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）は、役員の皆さまです<sup>（注1）</sup>。  
（注1）一部の補償では、会社が被保険者となる場合があります。詳しくは、「5. 補償内容（1）」および「6. 特約について」をご覧ください。

その1	保険適用地域は「全世界」。
その2	「免責金額」「縮小支払割合」の設定がありません。
その3	10年間の遡及を行います <sup>（注2）</sup> 。 （注2）初年度契約保険期間開始日の10年前の応当日以降に行った行為（不作為を含みます。）により、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合を補償対象とします。
その4	コンサルティング費用、初期・訴訟対応費用といった費用の補償が充実しています。
その5	貴法人のニーズに合わせて、会社訴訟補償特約や被保険者間訴訟補償特約をオプションでセットできます。 ※補償内容に関する詳細は後記「6.特約について」をご参照ください。

### 保険契約者・被保険者

- ◆**保険契約者**（記名法人）  
貴法人となります。
- ◆**被保険者**（保険契約により補償を受けられる方）  
貴法人の役員（社会福祉法上の理事、監事および評議員）となります。
  - ・ 遡及日以降に退任された役員および保険期間中に新たに選任された役員も自動的に被保険者となります。
  - ・ 各種特約（コンサルティング費用補償特約等）については、会社が被保険者となる場合があります。

### 貴法人が被る法律上の損害賠償責任

社会福祉法人向け会社役員賠償責任保険の被保険者は役員（理事、監事および評議員）の皆さまであり、貴法人は被保険者ではありませんので、貴法人に対する損害賠償請求はこの保険では対象となりません。

※特約の種類によって、会社が被保険者となります。詳細は「6. 特約について」をご参照ください。

### 保険期間・保険適用地域

- ◆**保険期間**  
1年間となります。保険期間中に損害賠償請求を受けた場合（損害賠償請求をなされるおそれがあることを知り、当社に通知した場合を含みます。）に補償の対象となります。
- ◆**保険適用地域**（この保険契約で対象とする損害賠償請求の提起された地域をいいます。）  
「全世界」となります。

### お支払いの対象となる損害

- ◆**損害賠償金**（判決において支払いを命じられた損害賠償金、和解金等）  
法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
- ◆**争訟費用**（弁護士に支払う着手金や報酬金等）  
被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって生じた費用（被保険者または会社の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。）で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。
- ◆**各種費用保険金**  
詳細は、後記「6. 特約について」のとおりです。

### 支払限度額

保険金をお支払いする限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用を含めたすべての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。

標準契約プランでは、11パターン（5,000万円、1億円、2億円、3億円、4億円、5億円、6億円、7億円、8億円、9億円、10億円）から選択いただきます。

なお、免責金額<sup>（注1）</sup>や縮小支払割合<sup>（注2）</sup>は、標準契約プランにおいては設定がありません。

（注1）保険金としてお支払いする一連の損害賠償請求ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

（注2）免責金額を超える損害の額のうち保険金をお支払いする割合のことをいいます。



# 6. 特約について

## 主な特約（標準契約プランに自動セットされる特約）

### 社会福祉法人特約

社会福祉法人向けに用語の定義を行う特約です。また、戦争や地震・噴火等の天災危険を免責としています。

### 初期・訴訟対応費用補償特約

役員に対して日本国内において訴訟が提起された場合または提起されるおそれがあるとして当社に通知をいただいた場合に、争訟費用以外にその役員または会社が負担する以下に記載する費用（その額および用途が社会通念上妥当なものに限ります。）を基本契約の支払限度額を限度としてその内枠でお支払いします。

◇お支払いする費用：訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 等  
（この特約においては、被保険者は「役員」または「会社」となります。）

### コンサルティング費用補償特約

役員に対して日本国内において訴訟が提起された場合または提起されるおそれがあるとして当社に通知をいただいた場合に、その役員または会社が負担する以下に記載する費用（その額および用途が社会通念上妥当なものに限ります。）を基本契約の支払限度額の内枠でお支払いします（1請求および保険期間中について1,000万円が支払限度額となります。）。

◇お支払いする費用：コンサルティング費用およびコンサルティング実施費用  
（この特約においては、被保険者は「役員」または「会社」となります。）

### 会社補償支払特約

会社が定款等に基づいて適法に役員の被った損害の補償を行った場合、それにより会社に生じた損失を補償します。

### 専門業務危険補償対象外特約 （標準契約プラン用）

金融業、不動産業、建設業等の専門業務の遂行に起因する損害賠償請求を免責とします。

## その他の特約（標準契約プランにオプションでセットできる特約、または条件に応じて自動セットされる特約）

### 会社訴訟補償特約

会社訴訟を提起され、その結果、役員（被保険者）が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に役員（被保険者）が被る損害を基本契約の支払限度額を限度としてその内枠でお支払いします。

### 被保険者間訴訟補償特約

通常免責である「他の被保険者からなされた損害賠償請求に起因する損害」（普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合—その2）⑨）を適用せずに、他の被保険者からなされた損害賠償請求による損害を基本契約の支払限度額を限度としてその内枠でお支払いします。

### 被保険者間訴訟費用一部補償特約

保険金を支払われる損害賠償請求に起因して被保険者相互間において責任分担について訴訟が提起された場合に、被保険者が訴訟費用を負担することによって被る損害を補償します。  
被保険者間訴訟補償特約をセットしない場合のみ、自動セットされます。

上記特約およびその他の特約の詳細につきましては、別途普通保険約款およびセットする特約をご参照ください。

## 7. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害賠償請求に対しては、保険金をお支払いしません。

○以下の◎については、それぞれの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行います。

◎被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと

◎被保険者の犯罪行為<sup>(注1)</sup>

◎法令に違反することを被保険者が認識しながら<sup>(注2)</sup>行った行為

◎被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたこと

◎被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと

◎次の者に対する違法な利益の供与

①政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等<sup>(注3)</sup>

②利益を供与することが違法とされるその他の者

○以下の●については、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。

●初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為

⇒「先行行為補償特約(標準契約プラン用)」により、初年度契約の保険期間開始日の10年前までは遡及して補償します。

●初年度契約の保険期間の開始日より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実

●この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合<sup>(注4)</sup>に、その状況の原因となる行為

●この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為

●直接であると間接であるとを問わず、汚染物質<sup>(注5)</sup>の排出、流出、溢(いっ)出、漏出もしくはそれらが発生するおそれがある状態、または汚染物質<sup>(注5)</sup>の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示もしくは要請

●直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性<sup>(注6)</sup>またはあらゆる形態の放射能汚染

●次に掲げるものに対する損害賠償請求

①身体の障害<sup>(注7)</sup>または精神的苦痛

②財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難<sup>(注8)</sup>

③口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害

●記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、記名法人の子会社ではなかった間<sup>(注9)</sup>に行われた行為

○他の被保険者または記名法人もしくはその子会社からなされた損害賠償請求、ならびに株主代表訴訟であるか否かを問わず、被保険者または記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求

⇒「会社訴訟補償特約」および「被保険者間訴訟補償特約」をセットすることで一部を補償することが可能です。

等

(注1) 刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。

(注2) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。

(注4) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注5) 固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

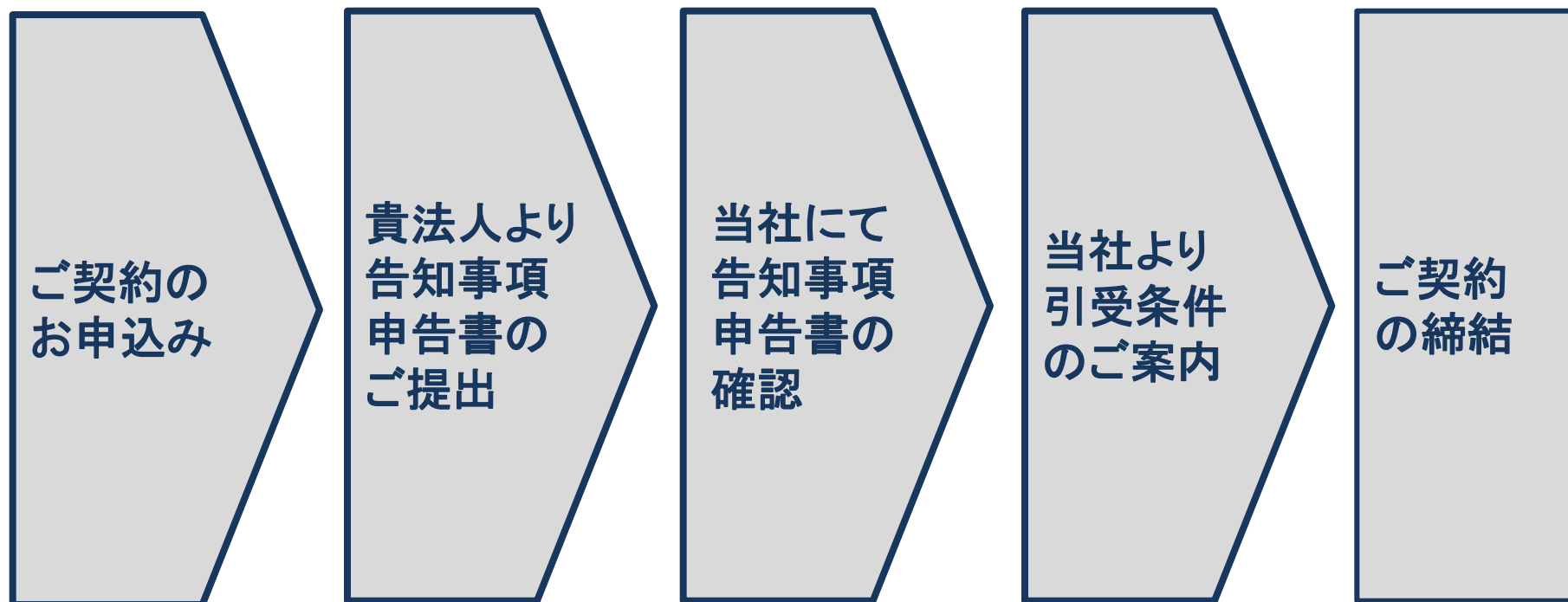
(注6) 核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

(注7) 疾病または死亡を含みます。

(注8) それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。

(注9) 会社法第2条(定義)に定める子会社ではなかった間をいいます。

### 社会福祉法人向け会社役員賠償責任保険（標準契約プラン） ご契約までの流れ



## 【ご契約時にご注意いただきたいこと】

### （1）商品の仕組み

会社役員賠償責任保険普通保険約款 + 各種特約

### （2）補償内容

- ① 保険金をお支払いする主な場合  
4 ページ記載の「3. 社会福祉法人向け会社役員賠償責任保険とは」のとおりです。
- ② お支払いの対象となる損害  
7 ページ記載の「5. 補償内容（2）」⇒「お支払いの対象となる損害」のとおりです。
- ③ 保険金をお支払いしない主な場合  
9 ページ記載の「7. 保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。

### （3）セットできる主な特約

セットできる主な特約は、8 ページ記載の「6. 特約について」のとおりです。  
詳細は各特約でご確認ください。

### （4）被保険者

被保険者（保険申込書の「被保険者」欄に記載された方）のみが保険契約により補償を受けられる方となります。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

### （5）保険期間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。  
詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

### （6）支払限度額等

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用を含めたすべての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。  
お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額<sup>（注）</sup>につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。  
（注）免責金額は、保険金としてお支払いする一連の損害賠償請求ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

### （7）保険料

保険料<sup>（注）</sup>は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。  
詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料<sup>（注）</sup>につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

### （8）保険料の払込方法

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます（現金により払い込むことも可能です。）。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○：選択できます ×：選択できません

主な払込方法	大口分割払 <sup>（注）</sup>	一時払
口座振替	○	○
払込票払	×	○
請求書払	×	○

（注）一時払保険料が20万円以上のご契約の場合、選択できます。

### 【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

### （9）満期返れい金・契約者配当金

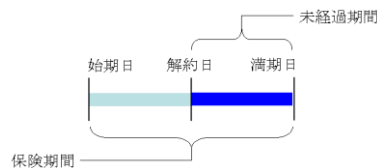
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 【ご契約後にご注意いただきたいこと】

### （1）解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6ヶ月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。



- ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等まで期間にお支払いいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。
- 保険契約を解約される場合、お支払いいただいた保険料が最低保険料（保険証券に最低保険料の記載がない場合には5,000円）未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

### （2）保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

## 三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上駿河台ビル  
（お客さまデスク）0120-632-277（無料）東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台新館  
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00（年末年始は休業させていただきます）  
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。  
<https://www.ms-ins.com>

## 【その他ご注意いただきたいこと】

### （1）代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

### （2）共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

### （3）その他

- この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
- このご案内は「社会福祉法人向け会社役員賠償責任保険 標準契約プラン」の概要を説明したものです。詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

●この保険商品に関するお問い合わせ・お申込先

立ちどまらない保険。

**MS&AD** 三井住友海上